

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成26年第1回定例会

平成26年3月25日

## 高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成26年3月25日（火）午後3時、高座清掃施設組合議会第1回定例会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に招集した。

### 1 出席議員 15名

沖本浩二君	加藤陽子君
安藤多恵子君	守谷浩一君
松本春男君	市川敏彦君
青柳 慎君	松本正幸君
綱嶋洋一君	山口良樹君
出口けい子君	戸澤幸雄君
長谷川 光君	久保田英賢君
上沢本尚君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程3 議案第1号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正について

日程4 議案第2号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）

日程5 議案第3号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算

### 4 説明のため出席した者 11名

組合長 内野 優	参 事 中村大義
副組合長 笠間 城治郎	参事兼施設課長 芳賀 順一
副組合長 遠藤 三紀夫	総務課長 小野沢 直仁
会計管理者 山口 朝生	総務課建設推進室長 山崎 茂
事務局長 加藤 嘉之	総務課建設推進室主幹 吉川 浩

事務次長 清水 孝之

5 出席した事務局職員 4名

総務課総務係長 二見 宏 二                      総務課主査 上田 裕 法  
総務課主査 丸岡                      太                      総務課主任主事 黒 沼 善 一

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所  
速記士 阿部 勝

7 会議の状況 (午後3時14分 開会)

◎議長（沖本 浩二君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成26年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

それでは、本定例会開会に当たり、組合長より招集の挨拶をお願いいたします。組合長。

〔組合長（内野 優君） 自席〕

◎組合長（内野 優君） 平成26年3月定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

各市議員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、平成26年第1回定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。平成25年度は、あと1週間ほどで終わろうとしておりますけれども、この1年を見ると、全国各地で異常気象による被害が多く発生しました。私ども昨年4月の集中豪雨、9月の2回の台風、或いは、つい最近の積雪の問題等ありました。当施設におきましても、4月と9月の豪雨による冠水被害によって被害を受けて、一時ごみの搬入ができなくなりました。今後の施設のあり方というのは、地震対策とともに、自然災害に対する対策も強化しなければいけないと思っているところでございます。

そういった中、この春、高座清掃施設組合におきましては、新しいし尿処理施設が完成いたしました。3月29日に地元を対象にして内覧会を行います。また、

竣工式は4月の中旬に予定しております。地元の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、今後も施設建設に向けて、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

次に、平成26年度の予算編成に当たっては、昨年度同様に構成三市からの分担金が歳入総額の大部分を占めることから、国、県、構成市の財政状況等を注視して、限られた財源の中で、少ない経費で最大の効果を得るよう最大限の精査を行い、編成いたしました。現在ごみ処理施設におきましても、施設整備検討委員会の中で検討を重ね、新ごみ処理施設の整備に取り組んでいるところでございます。こういった部分、それぞれ34万の市民の方に、まだ高座清掃施設組合の存在とか、あるいは抱えている課題も周知されていない状況がありますので、今後は構成三市の広報紙を活用して、できるだけPRというか、そういった現状をお願いしたいと思っているところでございます。

今回の新施設の建設につきましては、平成26年度が機種というか、プラントの選定に入ります。気持ちを引き締めて、一つひとつ着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。どうか議員の皆様のご協力もよろしくお願い申し上げます。

本日の議案は、条例の改正が1件、平成25年度一般会計補正予算（第4号）、平成26年度一般会計予算であります。よろしくお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

◎議長（沖本 浩二君） 組合長の挨拶が終わりましたので、これより会議を開きます。

なお、例月出納検査の結果報告についてはお手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願います。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、山口良樹議員、松本春男議員を指名いたします。

次に、組合長より、本定例会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優君） 自席〕

◎組合長（内野 優君） それでは、本日、ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、高座清掃施設組合規約の変更に伴う周辺環境整備費分担金制度の規定に関する整備等を行うため、所要の改正をいたすべく、ご提案申し上げます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、議案第2号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,797万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,647万1,000円とするものがございます。歳入につきましては分担金及び組合債の減をお願いするものがございます。歳出につきましては、総務管理費の減、清掃費の増及び予備費の減でございます。詳細につきましては事務次長から説明いたします。

次に、議案第3号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算でございます。平成26年度当初予算につきましては、先程申し上げたとおり、構成三市の財政状況を踏まえながら、当組合としても今まで以上に無駄を排除し、限られた財源で効果的に取り組むという視点で編成してまいりました。一般会計歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億1,389万9,000円とするもので、前年度比13.7%、5億5,992万2,000円の減額となります。以上が平成26年度予算でございます。

ここで、平成25年12月17日に開催されました平成25年第2回定例会におきまして、海老名市併任職員の事務経費についての松本春男議員のご質問に対して、私の答弁内容に誤解を招くような発言がありましたので、この場をおかり申し上げます。改めて申し上げます。

組合として併任職員に報酬等を支払ってはおりませんが、海老名市職員の併任業務につきましては、高座清掃施設組合の交付金に関する協定書及び職員の派遣

協定書により、人件費相当額を海老名市へ交付金として支払っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議案の詳細につきましては事務局長から説明いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願ひ申し上げまして、一括説明を終わります。

◎議長（沖本 浩二君） 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長（加藤 嘉之君） 自席〕

◎事務局長（加藤 嘉之君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては先程組合長が申し上げましたとおりでございます。

3ページでございます。第2条は用語の定義についての規定でございますが、第2条に第3号として「周辺環境整備費分担金 次条第1項第3号に定める経費の三市分賦金」を加えるものでございます。

第3条につきましては、見出しとして「(分賦基準等)」を付し、同条第1項第1号及び第2号中の文言の整理を行い、第2号の次に第3号として「周辺環境整備費分担金は、公園整備費割とする。公園整備費割 都市公園等の整備の経費については、均等割により分賦する。」を加えるものでございます。

また、第3条第3項中「住民基本台帳（外国人登録者を含む。）」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により海老名市、座間市及び綾瀬市の住民基本台帳に記録されている者の数」に改めるものでございます。

第4条につきましては、「運営費及び建設費分担金」を「運営費、建設費及び周辺環境整備費」に改めるものでございます。

別表でございます。別表1の1 運営費分担金の分賦基準及び分賦方法の表については文言の整理でございます。

第3条の改正に伴い、周辺環境整備費分担金の分賦基準及び分賦方法について

の規定を別表1の3として加えるものでございます。分賦基準を公園整備費割とし、分賦方法の項目を均等割、割合を100%とするものでございます。

附則でございますが、平成26年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、ご説明とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松本春男議員。

◎（松本 春男君） 以前も確認したんだけど、今回条例で出されているので、2点確認します。

公園というのは、自治体、行政が相手に案をやるのではなくて、綾瀬の場合はさらの段階から、面積だけ決まっていると。小さなお子さん、年齢層によって公園の整備の考え方も違うので、今回は特に地元対策ということを見ると、地元のいろいろな層の人たちの意見を取り入れて、満足してもらえるような公園が必要ではないかと。そのあたりの考え方をお聞きしたいのが1点。

2点目は、以前もやったんですけど、今回条例が出ているので確認しますが、現在想定している公園の規模の2点をお願いします。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） まず、公園の設計等のお話だと思いますけれども、それについてのご質問でございます。地元の意向をというお話でございます。これにつきましては、先程、地元の皆様との関係を事務次長からご説明をさせていただきましたけれども、月1回程度、お話し合いをさせていただいております。そういった中で、地元の皆様から色々ご意見を伺うという状況でございます。地元の皆さんは、要するに土地の形状と状況をよくご存じですので、そういったものを伺いながら、より良い公園をつくっていきたいと考えております。

それから、公園の規模でございますけれども、地元からご要望がありました範囲を整備していきたいと考えております。県道22号線から新幹線までの間、目久尻川に沿った地域となっております。面積的には約3ヘクタールになろうかと考えております。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。安藤多恵子議員。

◎（安藤 多恵子君） 大変美しい公園ができるのではないかと期待しておりますけれども、今後の考え方としてお聞きしておきたいんです。高座の杜というのがございますが、一体的に整備されていくと思うんですけれども、その高座の杜についてはどのような扱いになるのでしょうか。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 高座の杜のお話でございます。周辺環境ということで、新しい焼却施設を建て終わりますと、今のこちらの施設は取り壊しとなってまいります。そういった中で、一体として整備をしていくということになります。当然、今、議論の周辺整備と高座の杜、この跡地といったものを一体として考えていく必要があると思いますし、地元の皆様からお話を伺っておりますので、そういった中で色々議論を詰めながら、一体として整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤 多恵子君） 高座の杜、本当に素晴らしい杜になって、生態系も随分いろいろなものが出てきているようにお聞きしております。もちろん地元の皆様のご意向が大事なんですけれども、高座の杜をさらに広げるような考え方もぜひ持っていただいて、小鳥などがたくさん集まるサンクチュアリのようなものもお考えになっていただけたらなと思いますので要望しておきます。

ありがとうございました。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



◎議長（沖本 浩二君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（沖本 浩二君） 挙手全員であります。よって議案第1号 高座清掃施設組合の経費の分賦及び徴収に関する条例の一部改正については原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第4 議案第2号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

事務次長の説明を求めます。事務次長。

〔事務次長（清水 孝之君） 自席〕

◎事務次長（清水 孝之君） それでは、議案第2号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明をいたします。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書をご覧いただきたいと存じます。提案理由につきましては、先程組合長が申し上げたとおりでございます。

1 ページをおめくりください。第1条に歳入歳出予算の補正額を表記してございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,797万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,647万1,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の廃止は「第3表 地方債補正」によるものでございます。

2 ページ目をお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金は3,457万8,000円の減、7款組合債1項組合債は1億3,340万円減額し、歳入合計の補正額を1億6,797万8,000円減額とす

るものでございます。

3ページに移りまして歳出でございます。2款総務費1項総務管理費は1億6,797万8,000円の減、4款衛生費1項清掃費は5,500万円の増、7款予備費1項予備費は5,500万円減額し、歳出合計の補正額を1億6,797万8,000円減額とするものでございます。

4ページでございます。第2表 繰越明許費は翌年度に繰り越して使用できる経費を定めたものでございます。4款衛生費1項清掃費、最終処分場内容物分析業務は、地元から要望のあった最終処分場の内容物の試掘分析調査を行うもので、早期に実施を行いたく、繰越明許費を設定するものでございます。翌年度繰越額は700万円でございます。

4款衛生費1項清掃費、旧し尿処理施設解体に伴う一般廃棄物処理業務は、旧処理施設の解体に際し、処理槽の中に残っております汚泥の処理を、当初旧処理施設の解体の中で見ていたものが別途一般廃棄物として処理しなければならなくなり、市内業者に依頼するもので、業者による一般廃棄物の搬出先等との調整等に時間を要したため、年度内処理が見込めないことから繰越明許費を設定するものでございます。翌年度繰越額は5,500万円でございます。

次に、第3表 地方債補正でございます。これは、海老名市にお願いしていた周辺環境整備事業を本年度実施しなくなったため、その財源として予定していた周辺環境整備事業債を廃止するものでございます。

5ページでございます。事項別明細書の総括の歳入でございますので、説明は省略をさせていただきます。6、7ページをお開きいただきたいと思います。総括の歳出補正額1億6,797万8,000円の財源内訳でございますが、7ページで、地方債が1億3,340万円の減、一般財源が3,457万8,000円減とするものでございます。

8、9ページをお開きください。歳入でございますが、1款1項1目分担金3,457万8,000円の減は、新ごみ処理施設更新に伴い、地元からの要望の1つである周辺環境整備を行うため、当初予算に周辺環境整備分担金を予算計上いたしました。当初、組合では周辺環境整備（公園整備）が規約がなく、事業を行うためには規約変更等を行う必要がございました。神奈川県等に確認をしたところ、一部事務組合が公園を持つという事例が少なく、調整等に時間がかかるといった回

答であったため、また、地元対策では早目の対応が求められることから、当初は海老名市の事業として執行し、構成市からの負担金と組合が借り入れした起債で事業費を負担する方針でございました。その後、高座清掃施設組合の規約の変更について調整をしていく中で、国、県の考えも比較的時間がかからないということになり、組合事業として執行することとなりましたので、全額補正減するものでございます。

7款1項組合債1目土木債1億3,340万円の減は、周辺環境整備事業に係る起債の減額でございます。

10、11ページをお開きください。歳出でございますが、2款1項1目一般管理費1億6,797万8,000円の減は、歳入でご説明いたしましたとおり、新ごみ処理施設更新に伴って、高座清掃施設組合周辺の環境整備を、執行方針の変更（海老名市にお願いしていた事業を新年度に当組合自身で行うこととなったこと）によりまして、事業費（海老名市への交付金）を減額するものでございます。

4款1項2目塵芥処理費は、分析業務を700万円減額し、最終処分場内容物分析業務を700万円新たに設定するものでございます。

4款1項4目し尿処理施設建設費でございますが、こちらが旧し尿処理施設解体に伴う一般廃棄物処理業務5,500万円を新たに設定するものでございます。

7款1項1目予備費5,500万円の減は、旧し尿処理施設解体に伴う一般廃棄物処理業務に充用するため、予備費を減額するものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

◎議長（沖本 浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤 陽子君） 4ページの繰越明許費の最終処分場内容物分析業務について伺います。これは、平成25年度予算では最終処分場調査業務として840万円が出ていたものでしょうか。それを来年度に行うことになった理由について——違いますか——教えていただきたいと思っております。もし違えばそういったことで。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） おっしゃっているものにつきましては、最終処分場の利用について業者に依頼したものでございまして、上部利用、実際に入って

いるものの考え方について委託をしたものでございます。今回ご提案させていただいたものはその内容物、こういったものが埋められているのかを具体的に調べたいといったものでございます。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（沖本 浩二君） 挙手全員であります。よって議案第2号 平成25年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議案第3号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

〔事務局長（加藤 嘉之君） 自席〕

◎事務局長（加藤 嘉之君） それでは、議案第3号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の3ページをご覧いただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億1,389万9,000円と定めるものでございます。

第2項ですが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものでございます。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

4、5ページをご覧ください。第1表 歳入歳出予算、1. 歳入でございます。1款分担金及び負担金は、対前年度比4.5%減の26億2,374万6,000円、2款使用料及び手数料は、対前年度比8.5%減の4億74万2,000円、3款国庫支出金は、対前年度比97.5%減の663万8,000円、4款県支出金は、前年度と同額の1,230万円、5款繰越金は、前年度と同額の2億5,000万円、6款諸収入は、対前年度比9.3%減の87万3,000円、7款組合債は、対前年度比39.2%減の2億1,960万円でございます。歳入合計は、対前年度比13.7%減の35億1,389万9,000円でございます。

次に、2. 歳出でございます。1款議会費は、対前年度比9.2%減の121万円、2款総務費は、対前年度比28.5%減の4億3,543万5,000円、3款民生費は、対前年度比16.5%減の2,087万円、4款衛生費は、対前年度比18.1%減の25億8,198万5,000円でございます。

5款土木費は、組合周辺を都市公園として整備するため、平成26年度に新たに設定したものでございまして、1億9,303万3,000円でございます。

6款教育費は、対前年度比1.6%減の1億2,995万1,000円、7款公債費は、対前年度比0.7%減の1億4,141万5,000円、8款予備費は、前年度と同額の1,000万円でございます。歳出合計は、対前年度比13.7%減の35億1,389万9,000円でございます。

6ページをご覧ください。第2表 債務負担行為でございますが、電気保安業務の期間は平成27年度から平成30年度、限度額は4,376万円、工業薬品購入の期

間は、平成27年度、限度額は1,226万1,000円、燃料購入の期間は、平成27年度、限度額は184万1,000円、分析委託の期間は、平成27年度、限度額は、43万7,000円、機器校正業務の期間は平成27年度、限度額は15万円、処理困難物処分業務の期間は、平成27年度から平成29年度、限度額は1,566万4,000円、ごみ処理施設整備・運営事業の期間は、平成27年度から平成50年度、限度額は445億848万円でございます。

7ページに移りまして、第3表 地方債でございますが、し尿処理施設解体工事の限度額は7,490万円、都市公園整備事業の限度額が1億4,470万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の合計は、2億1,960万円でございます。

次に、9ページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入でございますので省略をさせていただきます。10、11ページをご覧くださいと存じます。歳出でございます。歳出合計の財源内訳で、ご説明させていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が663万8,000円、県支出金が1,230万円、地方債が2億1,960万円、その他が4億108万8,000円、一般財源は、28億7,427万3,000円でございます。

14、15ページをご覧ください。2 歳入でございます。1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目分担金 1 節運営費分担金は、24億7,934万8,000円でございます。内訳は、綾瀬市が構成比28%の6億9,600万9,000円、海老名市が構成比34%の8億5,008万2,000円、座間市が構成比38%の9億3,325万7,000円でございます。2 節建設費分担金は6,606万5,000円で、内訳は、綾瀬市が構成比32%の2,139万1,000円、海老名市が構成比33%の2,142万5,000円、座間市が構成比35%の2,324万9,000円でございます。3 節人件費分担金は、施設整備計画等に伴い構成市から1名ずつ派遣される職員の人件費でございます。各市1,000万円の3,000万円でございます。4 節周辺環境整備費分担金は、都市公園整備4,833万3,000円となり、各市1,611万1,000円でございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目総務使用料は、電気自動検針通信端末装置電気使用料及び電柱設置に伴う土地使用料9万円、2 目民生使用料は本郷老人福祉センターの自動販売機設置による行政財産使用料4,000円、3 目教育使用料は、高座施設組合屋内温水プールの自動販売機等の設置による行政財産使用料51

万6,000円、1項使用料合計は61万円でございます。

16、17ページをご覧ください。2項手数料1目衛生手数料4億13万2,000円は、キロ単価25円による事業系一般廃棄物処理手数料3億7,513万2,000円及び鎌倉市からの一般廃棄物搬入に伴う手数料2,500万円でございます。衛生手数料が減額となりました主な理由は、鎌倉市からの一般廃棄物受け入れ減少に伴う一般廃棄物処理手数料の減が主なものでございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目交付金663万8,000円は、ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務、土壌汚染状況調査及び生活環境調査に係る交付金でございます。

4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金1,230万円は、既存し尿処理施設解体工事に係る県補助金で、補助率は2分の1でございます。

18、19ページをご覧ください。5款繰越金1項繰越金1目繰越金2億5,000万円は純繰越金でございます。

6款諸収入1項組合預金利子1目組合預金利子35万円は運用に伴う預金利子で、2項雑入1目雑入52万3,000円は、廃品売上代、会社保険事務手数料等でございます。

7款組合債1項組合債1目衛生債7,490万円は既存し尿処理施設解体工事に伴う起債でございます。

2目土木債1億4,470万円は都市公園整備事業に伴う起債でございます。

次に、3歳出でございます。22、23ページをご覧ください。1款議会費1項議会費1目組合議会費121万円は、組合議会議員の報酬、議会開催時の速記事務、視察経費等でございます。

24、25ページでございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3億5,413万3,000円は、特別職と一般職など総務課職員等の人件費関係経費、臨時職員の賃金、26、27ページに移りまして、最終処分場等の借地料、周辺対策協議会への補助金及び海老名市への交付金が主なものでございます。

28、29ページでございます。2目財政管理費4,170万7,000円は、事務用消耗品、事務棟清掃、警備業務、電算機借料が主なものでございます。

同じく3目企画費3,948万3,000円は、次期ごみ処理施設に係る検討委員会等の委員報酬、ごみ処理施設更新事業者選定等支援業務、土壌汚染状況調査及び生活

環境調査に係る委託料が主なものでございます。

32、33ページをご覧ください。2項監査委員費1目監査委員費11万2,000円は監査委員への報酬が主なものでございます。

34、35ページをご覧ください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費2,087万円は本郷老人福祉センターに係る経費で、指定管理料が主なものでございます。

36、37ページをご覧ください。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費7億7,160万5,000円は、施設課職員等の人件費関係経費、臨時職員の賃金、作業用被服等の消耗品費及び電気、水道などの光熱水費の需用費、電気保安業務などの委託料、下水道使用料などが主なものでございます。

38、39ページでございます。2目塵芥処理費16億6,455万6,000円は、ごみ処理施設等の公害防止薬品購入、施設の維持管理に伴う施設修繕などの需用費、焼却灰等溶融処理に伴う一般廃棄物処理、廃乾電池等処理に伴う処理困難物処分、40、41ページに移りまして、焼却灰等運搬積替業務等の委託料が主なものでございます。

3目し尿処理費4,588万2,000円は、新設いたしましたし尿処理施設に係る経費で、運転管理に伴う維持管理業務が主なものでございます。

4目し尿処理施設建設費9,994万2,000円は、既存し尿処理施設解体工事が主なものでございます。

42、43ページをご覧ください。5款土木費1億9,303万3,000円は、平成26年度に新たに設定したものでございます。組合周辺を都市公園として整備するため、面積測量等、用地代、建物等補償金を計上いたしました。

44、45ページでございます。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費1億2,995万1,000円は、循環設備、給排水設備等の施設修繕、指定管理料が主なもので、屋内温水プールに係る経費でございます。

46、47ページをご覧ください。7款公債費1項公債費1目元金1億3,756万円は、ダイオキシン類分解除去設置工事や散気管改修工事などの償還4件及びし尿処理施設建設に伴い、平成24年度、平成25年度に借り入れた2件の償還元金でございます。

2目利子385万5,000円は、元金に係る利子の償還が主なものでございます。



48、49ページをご覧ください。8款予備費1項予備費1目予備費1,000万円は、前年度と同額でございます。

50ページから55ページまでは給与費明細書、56、57ページは継続費についての調書、58、59ページは債務負担行為に関する調書、60、61ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、65ページ以降は分担金の分賦内容と運営費及び建設費分担金明細書、今年度から周辺環境整備費分担金明細書を記載してございます。

以上、雑駁なご説明でございますけれども、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤 陽子君） 5ページ、歳出の都市計画費の公園費ですが、1億9,303万3,000円ということで、内容としては1,500平方メートルの用地代1億500万円と2件分の建物等補償金8,608万円ほか関係費となっておりますけれども、全部の買い取り用地が3万6,000平方メートルほどにもなって、平成34年まで、9年ほどかかって、27億円を超えるほどの費用がかかるというお話もお聞きしました。

そこで、2点ほどお聞きしたいのですけれども、全体の買い取る範囲についてなんですが、以前いただいた平成24年7月の協定書で、地元新宿の方、高座清掃施設組合処理場対策協議会という組織の方との基本協定書の中に、地域環境整備についてとして、新宿町内会の地域環境整備のために焼却施設最終処分場周辺の環境整備を図るということで、その協定書を結ばれていて、その範囲として最終処分場及び県道22号線、市道705号線、711号線、716号線及び新幹線架橋までというような記載があるわけです。そうしたことをもとにした提案かと思いますが、環境整備ということで、この範囲を買い取るということなのだかと理解するわけなんですが、その経緯と、それについて交わした文書について伺いたいと思います。

2点目として、これから9年ぐらいかかるというお話も聞いたんですが、おおよそどのような計画で進んでいくのか、あと公園の維持管理、どのぐらいかかると見ているのか、おおよそのところで伺えればと思いますのでお願いいたします。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） まず、地元とのお約束のお話でございます。新宿の高座清掃施設組合処理場対策協議会とのお話ということでございますけれども、実は、地元3団体。自治会と根公害対策委員会、今お話しの新宿の3団体でございます。3団体とそれぞれ協定を結び、なおかつ3団体と私共とで協定を結んだものですので、これはあくまでも3団体との協定というふうにご理解いただければと思いますということが今のご質問の文書についてのご回答でよろしいかと思っております。

それから、維持管理費でございます。大変恐縮でございますけれども、今回地元とのお約束を優先したということで、具体的な維持管理等については今後ということになるかと思っております。指定管理といった制度を使うのか、あるいは委託という格好にするのか、そういったことは今後地元の皆様等々含めて検討していきたいと思っております。基本的には地元の皆様と一緒にやって維持管理をしていきたいと考えております。

どのような計画かというご質問についてのお尋ねでございますけれども、自然を優先した公園ということになるかと思っております。余り遊具を置かないようなものがないのではないかとというようなご意見を地元からいただいておりますので、そういったものを見ていきたいと考えております。よろしいでしょうか。

◎議長（沖本 浩二君） 加藤陽子議員。

◎（加藤 陽子君） 今後ということについて聞きたいんですが、この議会の場で今後そうした議題が上がってくるのかどうかについてお聞きしたいと思っております。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） それは色々な案件によるかと思っております。今後公園を私共で維持管理していく中では都市公園条例の設置も必要になってこようかと思っております。そういった場合には、当然条例の制定について議決をいただかなくてはならないこととなります。

公園の範囲につきましても、先程少々お話ししましたけれども、都市公園法の規定によります範囲とする予定でございますので、それも議決をいただく予定になっております。

実際の運営等につきましては予算を伴うものでございますので、予算をお示し  
してご審議いただくことになるかと思えます。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。安藤多恵子議員。

◎（安藤 多恵子君） 2点お聞きいたします。

初めに、施設整備検討委員会で炉をこれから選定していくわけですが、  
3つの炉があって、それぞれ長所、短所というものもあるかと思えます。最終的  
な議決はもちろん議会がするわけですが、その前の段階で、どの時点で炉  
についての情報などを議会にお示しいただけるのか、お聞きしておきたいと思  
います。

それから、ダイオキシンの関係ですが、ダイオキシンの暴露防止のため  
の指導者の講習会というんですか。年間1人か2人派遣されていると思うん  
ですが、今現在、延べ人数としてはどのぐらいの方が講習を受けられたでし  
ょうか。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） まず、検討委員会等についてのご質問でござい  
ます。それについては条例によりまして、検討委員会で議論していただくこと  
になっております。議会のほうにはお話しありましたような形で、契約等の関係  
での議決をいただくかと思えますけれども、進捗状況につきましては議会の全  
員協議会等でお話をさせていただきたいと考えております。

ダイオキシンの研修の関係でございます。こういった施設でございますので、  
私共色々な項目の技術が必要になります。そういったものを逐次受けてやっ  
ております。詳細につきましては参事兼施設課長からご答弁いたします。

◎議長（沖本 浩二君） 参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（芳賀 順一君） 只今のご質問でございますダイオキシ  
ン暴露防止作業指揮者というのが正式な名称でございます。平成25年度現在  
で16名受講を済んでおります。これは現在あります焼却灰を管理する全ての  
職場に配置してございます。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤 多恵子君） ありがとうございます。炉につきまして、今後のこと  
ということでわかりました。それぞれの炉の長所、短所などを知りながら、  
また私

たちも、市民の方たちに、ごみの減量も含めて一緒にお話ができるような情報をいただけるとありがたいと思いますので、お願いいたします。

ダイオキシンの指揮者の関係ですが、今後も続けて、継続して、ずっと……。例えば新入で入ってこられる職員の方たちなんかも対象に、毎年ずっと続けていけるものなんでしょうか、どうでしょうか、お聞きします。

◎議長（沖本 浩二君） 参事兼施設課長。

◎参事兼施設課長（芳賀 順一君） 新職員というのは現在のところ募集してございませんので、現在の職員でいく予定でございます。ただし、異動等がございまして、指揮者のところにそういう有資格者がいなくなった場合については順次講習をさせていきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 安藤多恵子議員。

◎（安藤 多恵子君） ダイオキシンに関しましては、事故がないので本当にほっとしておりますが、こういった指揮者の方が増えるということで、さらに安心が増します。そういう意味では慎重の上にも慎重を重ねていただきまして、決して事故が起こることがないように、また重ねて要望させていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。松本春男議員。

◎（松本 春男君） 今回、建設に関しては職員の人たちが三市から来ているんですけども、今後、建設とは別に維持管理とした場合、例えばダイオキシンにしても、かなり科学的な研究、専門的な知識が必要だと。高座清掃施設組合の職員で化学的な専門の学校を受講されている人はどの程度いるのか。また、今後においても切れ目なく専門職。事務職だけでなく、高座清掃施設組合の仕事に合う専門職の採用という考え方はどうされているのか、2点お願ひします。

◎議長（沖本 浩二君） 事務局長。

◎事務局長（加藤 嘉之君） 化学を学んで採用した職員は現在2名います。そういった専門知識を生かして、業務を行っているところでございます。今後につきましては、また施設更新等に絡めまして、人の配置等も検討していかなくてはいけないと考えております。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。加藤陽子議員。

◎（加藤 陽子君） 6ページの債務負担行為の一番下のごみ処理施設整備・運

営事業の運営のことでお聞きしたいんですが、今現在の運営は全て職員の方とお聞きしまして、今回の提案ですと、運営のところで金額が出ていましたが、245億7,648万円ということで、年にして12億2,882万円となるかと思うのですが、施設整備基本計画で3つの処理方式を挙げていますけれども、その全て、いずれにしても運営委託するのかということと、運営委託の根拠。どういうところからそうしたことにということをお伺いしたいと思います。

◎議長（沖本 浩二君） 組合長。

◎組合長（内野 優君） 基本的に新しい炉がどういう形になるか、今、検討委員会でやっています。最終決定は組合長の私でありますけれども、当然構成三市には、座間、綾瀬の市長もいらっしゃいますから、副組合長と三市で協議をしていくというのが原則になります。そういった面では、どんな炉になろうが、委託できるものは全て委託していきたいと思っています。なぜならば、基本的な問題として、新しいプラントは、現状の職員の中で操作できるかという、できない状況も出てきます。そういった中では、行政責任を確保しながら、できる業務は委託化を図っていくというのが1つの基本的な考え方です。だから、どこまで委託するか、しないかというのは機種を選定でまた違いますし、あるいはどういう形になるか、いわゆる普通の業務委託なのか。全面的に委託というのはできません。やっぱり行政責任がありますから、最終的にある程度の職員は確保すると思います。しかしながら、業務上の委託できるものは、やはりプラントという形の中では委託していきたい。

全国の新しい清掃処理場は、全てそうなっていると私は思っています。そういった面で、皆さんが視察に行かれますと、制服が2つあるところもある。それはもう委託の状況でありますから、最少の経費で最大の効果を生むというのが自治体の責務でありますから、そういった形に進んでいく。それはもうやむを得ないというか、そういう方向で臨んでおります。以上でございます。

◎議長（沖本 浩二君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見はありますか。松本正幸議員。

◎（松本 正幸君） 海老名市議会議員の松本正幸です。議案第3号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算案に対し、反対の討論を行います。

新年度の予算内容の問題というよりも、第2表 債務負担行為におけるごみ処理施設整備・運営事業、平成27年度から平成50年度までの限度額445億848万円の問題です。これについて、平成26年度当初予算案説明資料の最後の30ページの文章によると、上から11行目に「ごみ処理施設の発注に際しては、P F Iに類似したD B O方式（Design Build Operate）を予定しています」と書かれています。さらに、引用しますと「D B O方式とは、設計・建設、維持管理運営を民間事業者に一括発注する公設民営方式の一つで、民間から提供されるサービスに応じて組合が資金を負担します。民間が行う資金調達に比べ資金調達コストが低いためトータルコストが縮減されます」とあります。そして「施設の設計・建設に維持管理のノウハウが反映され」「計画的な維持管理が可能となり」「適正な安定稼働及び経済性」といったメリットが挙げられています。

一方、財政負担の公設公営との比較計算をした内容などはありません。強いて挙げれば、先程紹介した同ページの上から6行目に「平成20年度から平成24年度までの既存ごみ処理施設（焼却施設及び粗大ごみ処理施設）の維持管理運営費（人件費を含む。）の平均は21億2,977万9,000円/年」とのことです。施設整備検討委員会などで検討を重ねてきたとは思いますが、現段階では、ごみ処理施設の設計・建設、運営についての方式が合意事項となったとは伺っていません。まだ十分な合意が得られていない中で、D B O方式を債務負担行為という中で先にひとり歩きしてしまうのは問題ではないかと考えます。

一般にD B O方式は民間企業が施設の所有権を持たず、固定資産税などは負担しない分、コストがかかるので、公設公営よりも安くなるわけでもないという議論もあります。そして、施設の瑕疵と運営の瑕疵を分けて対応する必要があるという点で、競争が激しく、建設、運営費がかなり安くなっているものもあり、適正な議論について考査する必要があるという点が指摘されています。このような提案の準備を行うため、平成26年度の債務負担行為を設定するわけですが、安易

に民営化とする方向ではなく、さまざまな運営方式のメリット、デメリットを挙げて、議論、検討すべきであることを指摘して、反対の討論とします。以上です。

◎議長（沖本 浩二君） 次に、賛成意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） 次に、反対意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（沖本 浩二君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（沖本 浩二君） 挙手多数であります。よって議案第3号 平成26年度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後4時14分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成26年3月25日

高座清掃施設組合議会議長 沖本 浩二

高座清掃施設組合議会署名議員 山口 良樹

高座清掃施設組合議会署名議員 松本 春男